

岐阜県地域活性化ファンド 事業費助成金

～中小企業者等が行う新商品・新技術開発、販売力強化事業を助成し、
ものづくり・地域のブランド創出を支援します～

1 事業目的

地域の活性化の推進を図るため、基金「岐阜県地域活性化ファンド」の運用益で、中小企業者等が行う新商品開発・新技術開発及びその新商品・新技術の販売力強化の新たな取り組みに対し、助成を行います。

2 助成対象事業と助成率、助成限度

助成対象事業	①新たな地場産品・高付加価値化商品の開発事業、新商品開発、新技術開発及びその新商品・新技術の販売力強化に新たに取り組む事業で、中小企業者等が作成した計画（2～5年程度の計画）に基づく事業。（新商品・新技術開発のみの場合は1～2年の計画） ②地域団体商標制度を活用した新商品・新技術開発、販売力強化に取り組む事業。 ※新商品・新技術の開発を必ず行ってください。展示会出展のみの事業は対象外です。
助成率	1/2以内
助成限度額	1年間で上限200万円、下限50万円

※事業期間内は販売できません。

3 対象者

県内の中小企業者等（詳細は、裏面の「8申請とその後のスケジュール【対象となる事業者】」に記載）

4 募集期間（交付申請書受付期間）

第1回募集 令和7年6月13日(金)～令和7年7月31日(木) **17時書類必着**

※本年度は2回募集します。

第2回は令和7年秋頃から募集開始予定です。

募集期間を過ぎてからの書類の差替え、追加提出、訂正等には一切応じられません。特に、添付書類のうち公的書類（登記簿、納税証明書等）は、余裕を持って入手してください。不備があった場合は、受理できません。

5 事業の対象となる期間

事業開始日から1年以内（期間外に支払った経費は対象外となります）※年度関係なく事業を行うことができます。

【事前着手について】

交付決定前に事業を始めること（事前着手）は、原則として認められません。（交付要領第7条）

ただし、事業の性格上やむを得ない理由があると理事長が特に認めた場合（展示会へ出展申請を行う場合等）は、この限りではありません。この場合、交付申請書に事前着手理由書を添付する必要があります。なお、審査の結果、事業が助成事業として採択されても、事前着手により要した経費が助成対象経費として認められない場合があります。

6 申請方法

（公財）岐阜県産業経済振興センターのホームページから交付申請書をダウンロードしていただき、添付書類を添えて、裏面に記載のある交付申請書提出先へ提出してください。

なお、申請を希望される方は、事前にメール又は電話でご連絡・ご相談お問い合わせください。

- ・ ホームページ <https://www.gpc-gifu.or.jp/fund/chiki/index.asp>
- ・ メール fund-k@gpc-gifu.or.jp
- ・ 電話番号 058-277-1083

7 助成対象経費

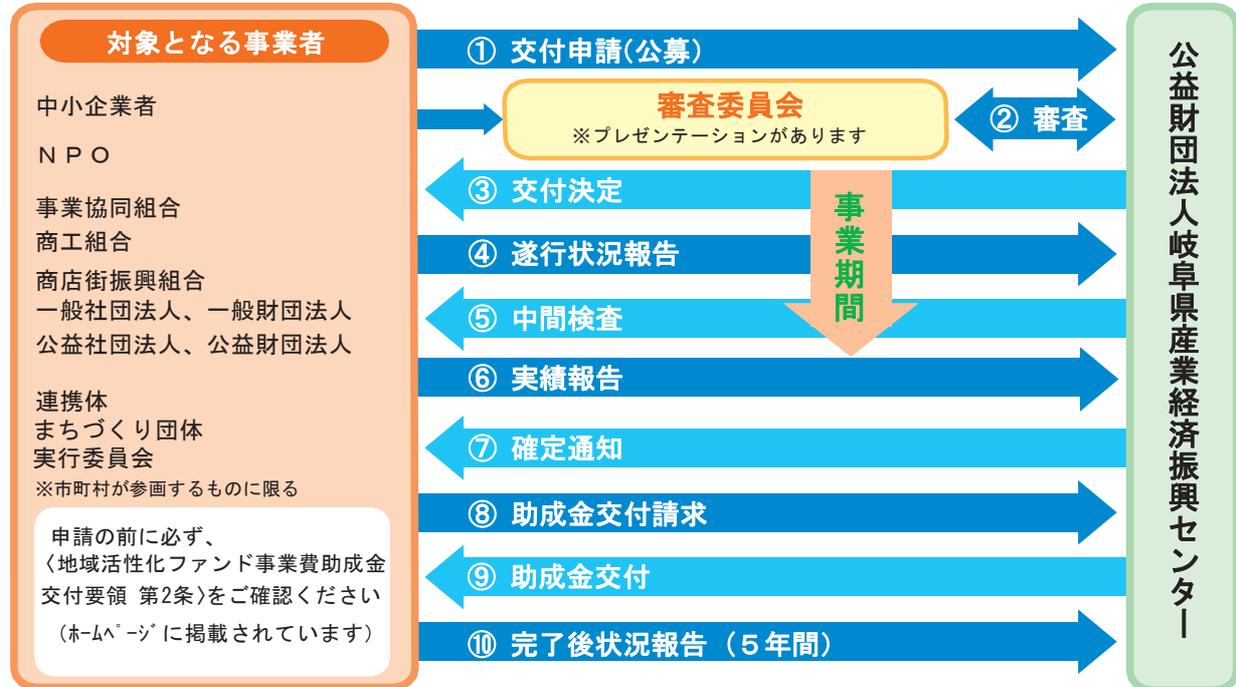
当該助成事業を適切に実施するために必要な経費であって、次に掲げる経費

助成対象経費

謝金、旅費・宿泊費、会場借上費、展示会等出展経費、通信運搬費、印刷製本費、広告宣伝費、産業財産権導入費、原材料費・消耗品費、研修費、機械装置又は工具器具導入費、外注加工費、委託費 ※委託費の合計額の割合は、全助成対象経費の6割以内

(対象経費の詳細や対象外となる経費については、ホームページをご確認ください。)

8 申請とその後のスケジュール



9 その他

- (1) 申請者は、事業期間が重複した事業を申請する事はできません。(当該助成金の申請は、1企業、1申請に限ります)
- (2) 事業実施に伴う経理書類等は、事業終了後5年間保存する必要があります。
- (3) 採択に当たっては、「岐阜県地域活性化ファンド審査委員会」において審査を行います(第1回は、9月上旬を予定)。その審査委員会において、申請者にプレゼンテーションを行っていただきます。なお、交付決定に当たっては、助成対象事業に係る物件の数量、単価の査定などを行うため、交付申請に係る事項に修正を加えて、助成金の交付決定をする場合があります。また、次年度以降は、新規の申請者を優先的に採択します。
- (4) 採択基準(審査基準)については、産経センターのホームページに掲載しています。

10 交付申請書提出先(問い合わせ先)

(郵送又は持参による申請の場合)

〒500-8505 岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館1棟10階

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター 経営支援部 取引推進課資金支援担当

(申請書提出前にメールでの事前確認をする場合)

fund-k@gpc-gifu.or.jp

作成した交付申請書について助言をもらいたい

創業支援課 窓口支援担当 電話番号 058-277-1080

本助成金の詳細、交付申請書のダウンロード

<https://www.gpc-gifu.or.jp/fund/chiiki/index.asp>

交付申請書の提出をしたい

取引推進課 資金支援担当 電話番号 058-277-1083